



旭川市スタートアップ 支援補助金

【募集期間】 令和5年4月28日（金）から

令和5年7月14日（金）17：00まで

旭川市では、市内で起業・創業する事業者の新たな商品・サービスの開発、販路開拓に関する取組を応援します。

〈対象者〉

3年以内に起業・創業を行った中小企業者・個人事業主
これから起業・創業する中小企業者・個人事業主 など

(※) 募集要領で詳細を確認してください。

〈補助率・補助額〉

1 / 2 成長枠上限100万円 小規模枠上限20万円

〈補助対象期間〉

令和5年4月1日から令和6年1月31日まで

〈補助対象事業〉

新たな商品・サービスの開発、販路開拓に関する事業

〈補助対象経費〉

機械装置等購入費、外注費、広報費、Web関連費、展示会等出展費、旅費、土地・建物取得費、改修費など

〈スケジュール〉

7月下旬～8月下旬頃に審査、採択決定。

〈お問い合わせ先〉

旭川市 経済部 産業振興課

〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目 旭川リサーチセンター2階

TEL 65-7047 / FAX 65-7048

E-mail sangyo_hojo@city.asahikawa.hokkaido.jp



旭川市